

## 財務諸表に対する注記（オレンジノート拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ア 建物 定額法
  - イ 建物附属設備 定率法
  - ウ 構築物 定率法
  - エ 車両運搬具 定率法
  - オ 器具及び備品 定率法
  - カ ソフトウェア 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ア 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

### 2 重要な会計方針の変更

主な計算書類（活動計算書）は、NPO法人会計基準（平成22年 7月22日（平成23年11月20日一部改正）NPO法人会計基準協議会）によるものとし、その他の財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録等）は、社会福祉法人会計基準（平成23年 7月27日付 社援発0727第1号社会福祉法人会計基準の制定について）を準用するものとする。

### 3 法人で採用する退職給付制度

該当なし

### 4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) オレンジノート拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) オレンジノート拠点区分事業活動明細表（会計基準・別紙4）
- ア 法人本部
  - イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - エ 知的障害者及び障害児の相談支援事業
- (3) オレンジノート拠点区分資金収支明細表（会計基準・別紙3）
- ア 法人本部
  - イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - エ 知的障害者及び障害児の相談支援事業

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 （単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地 <small>（徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地59）</small>	12,600,000	0	0	12,600,000
建物 <small>（徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地59）</small>	14,209,258	0	870,689	13,338,569
合計	26,809,258	0	870,689	25,938,569

### 6 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

#### (1) 担保に供されている資産

ア 土地	徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地59の土地（基本財産）	12,600,000 円
イ 建物	徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地59の建物（基本財産）	13,338,569 円
	合計	25,938,569 円

(2) 担保している債務の種類及び金額		
ア 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		13,800,000 円
イ 運転資金借入金建物（基本財産）		6,514,000 円
	合計	20,314,000 円

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産	29,554,054	3,615,485	25,938,569
土地（基本財産）	12,600,000	0	12,600,000
建物（基本財産）	16,954,054	3,615,485	13,338,569
その他の固定資産	22,505,908	12,946,130	9,559,778
建物附属設備	4,305,946	2,348,116	1,957,830
構築物	5,364,450	1,649,294	3,715,156
車輛運搬具	8,599,050	5,937,823	2,661,227
器具及び備品	3,259,962	2,587,747	672,215
ソフトウェア	976,500	423,150	553,350
合計	52,059,962	16,561,615	35,498,347

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権当期末残高
事業未収金	17,050,635	0	17,050,635
未収金	0	0	0
合計	17,050,635	0	17,050,635

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11 重要な後発事象  
該当なし

12 その他法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 社会福祉法人会計基準の準用に伴い、新たに経理規程、経理規程細則、資金運用規程を制定した。
- (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバー制度の導入等に伴い、就業規則の一部を改正し、及び特定個人情報取扱要綱を制定した。